

国 地 契 第 3 8 号
平成15年7月17日

各地方整備局長 あて

国 土 交 通 事 務 次 官

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の一部改正に
ついて

標記要領の一部を別紙のとおり改正したので、遺憾のないよう措置されたい。
なお本通達は平成15年9月1日から施行する。

別紙

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の一部改正

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）の一部を次のように改正する。

第3第2項第二号中「第8号」を「第11号」に、同第3項中「及び前2項」を「、前2項及び第4第一号」に改め、「2分の1」の次に「の期間（第4第一号に該当する場合には、別表第2第6号、第9号又は第11号に定める短期を限度とする。）」を加え、第5中「第4」を「第5」に、第8中「第4」を「第5」に改め、第4から第9を1ずつ繰り下げ、第4として次を加える。

「(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4 部局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

一 談合情報を得た場合、又は国土交通省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号又は第11号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）又は有資格業者の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号、第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第一号の規定に該当することとなった場合は除く。） それぞれ当該各号に定める短

期に1ヵ月加算した期間

三 国土交通省又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号、第9号、第10号又は第11号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第一号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

」

別表第2を次のように改める。

「別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	4ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 一般役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの (以下「使用人」という。)	2ヵ月以上6ヵ月以内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の職員以外の国土交通省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	4ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 一般役員等	2ヵ月以上6ヵ月以内
ハ 使用人	1ヵ月以上3ヵ月以内

<p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 代表役員等</p>	<p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 代表役員等</p>	<p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>イ 当該地方整備局の所属担当官</p>	<p>3ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官</p>	<p>2ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>7 当該地方整備局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又</p>	<p>刑事告発を知った日から 1ヵ月以上9ヵ月以内</p>

は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	
(競売入札妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上 12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上 12ヵ月以内
9 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所属担当官	3ヵ月以上 12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	2ヵ月以上 12ヵ月以内
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上 12ヵ月以内
11 国土交通省の所属担当官が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 4ヵ月以上 12ヵ月以内
(建設業法違反行為)	
12 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められ	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内

るとき（次号に掲げる場合を除く。）。	
13 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ 当該地方整備局の所属担当官	2ヵ月以上9ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	1ヵ月以上9ヵ月以内
(不正又は不誠実な行為)	
14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

」

様式第1及び様式第5を次のように改める。

様式第 1

(用紙 A 4)

番 号

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

部局長名 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 方が (の) ① ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。② (今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。)

記

- 1 指名停止の期間 ③
- 2 指名停止の措置対象区域 ④
- 3 指名停止の理由 ⑤

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、第 6 第 2 項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、指名停止の措置を講ずる対象区域を記載する。
- 5 ⑤には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

国 土 交 通 大 臣 殿

部局長名 印

指名停止報告書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	
登録工事種別、等級及び 当該等級における順位	
氏名及び契約の実績	

上記有資格業者について、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 第
号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので報告する。

記

- 1 指名停止の期間 ①
- 2 指名停止の措置対象区域 ②
- 3 指名停止の理由
- 4 備考（他機関の見解等）

(注)

- 1 ①には、第3第1項から第4項までの規定により指名停止の期間を定めた場合にはその旨も記載する。
- 2 ②には、第5第1項の規定により指名停止の措置対象区域を定めた場合にはその旨も記載する。

